薬品の製造販売業を営む申立会社について、

- ①原発事故により旧警戒区域内の工場の設備が使用できなくなったため、他の工場に事業継続に必要な代替設備(建物・建物付属設備を含む)を設置した代替設備取得費用の相当額が賠償された事例。
- ② 早期に代替設備を整えて事業を再開した特別の努力により、旧工場の操業停止による逸失利益が減少したことを考慮して、逸失利益の賠償額が算定された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 〇〇工場における〇〇生産移転、〇〇生産移転及び〇〇 環境整備により生じた損害

イ 逸失利益

(期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日)

2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害についての賠償金として、金5億010 2万6826円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目(ただし、同項の期間に限る。 また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月30日

(仲介委員 小山達也)